

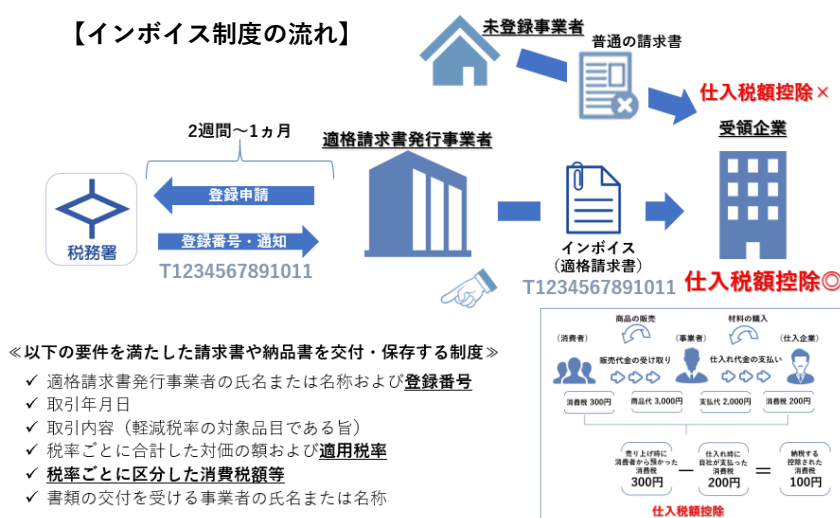
特別企画： 広島県 インボイス制度に関する企業の意識調査

インボイス制度、企業の76.7%が『内容を理解』

～ 免税事業者との取引、45.6%の企業が対応決められず ～

はじめに

2023 年 10 月 1 日から始まる「適格請求書等保存方式」(インボイス制度)。2019 年 10 月に導入された消費税には、酒類を除く飲食料
品、週 2 回以上発行される新聞などの税率が 8%のもの、それ以外の



税率 10% のものが混在している。消費者から預かった消費税を、それまでの商取引で負担する消費税額を正しく算出する目的で、商品ごとの価格と税率が記載された書類「適格請求書等」を保存するように義務付けられ、記載要件を満たした適格請求書がなければ仕入税額控除を受けられなくなる。適格請求書を発行するためには、登録は必須ではないものの適格請求書発行事業者の登録申請を行う必要があり、制度開始直後から仕入税額控除を受けるためには、2023 年 3 月 31 日までに登録申請を行わなければならない。消費税率控除の適用に関する商取引について検討・対応が急がれている。

そこで、帝国データバンク広島支店は、広島県に本店を置く企業へインボイス制度に関する見解について調査した。調査期間は2022年10月18日～31日、調査対象は677社で、有効回答企業数は270社（回答率39.9%）。

調査結果（要旨）

1. インボイス制度、企業の 76.7%が「理解している」と認識
2. インボイス制度の登録状況、「2022 年度中に申請する」企業は 74.8%となる見込み
3. 取引先のインボイス制度の登録状況の確認、「確認済み」は 4.1%にとどまる
4. 免税事業者との仕入取引、「分からない」が 45.6%、現時点で対応を決められず

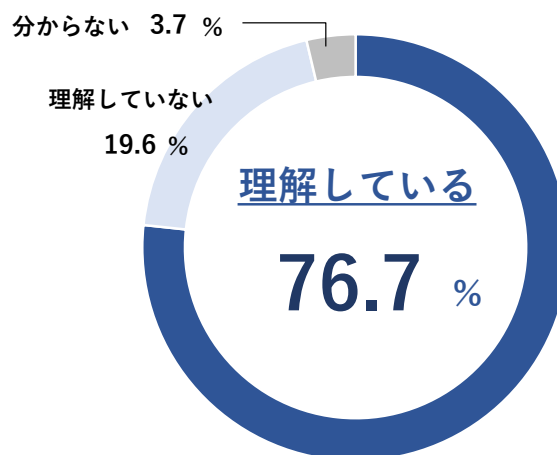
1. 企業の 76.7%がインボイス制度を理解、そのうち「十分に理解している」企業は 12.2%

2023 年 10 月から開始される仕入税額控除の要件となる「適格請求書等保存方式」

(インボイス制度)について、どの程度理解しているのか尋ねたところ、「ある程度理解している」と回答した企業は 270 社中 174 社、構成比 64.4%となり 6 割を超えて最も多かった。「十分に理解している」と回答した企業 (12.2%・33 社) とあわせて『理解している』企業は 76.7% (207 社) となった。一方、「あまり理解していない」と回答した企業は 16.3% (44 社) だった。「全く

理解していない」(2.6%・7 社)、「言葉も知らない」(0.7%・2 社) とあわせて『理解していない』と回答した企業は 19.6% (53 社) だった。なお、「分からない」と回答した企業は 3.7% (10 社) だった。

■インボイス制度の理解



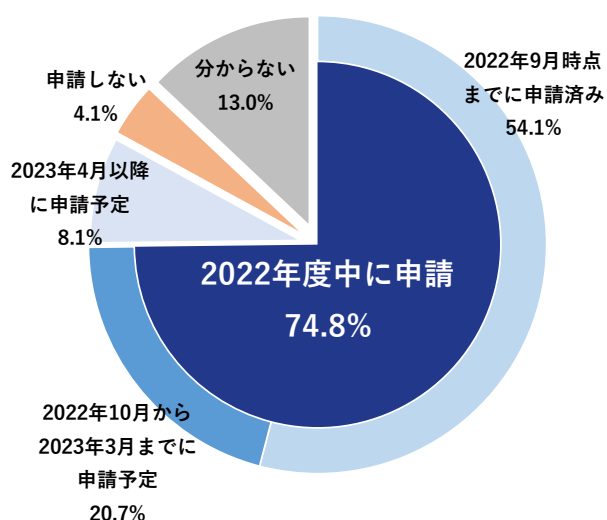
注：母数は、有効回答企業270社

2. インボイス制度、9 月時点で申請済み企業は 54.1%、年度内には 74.8%が申請する見込み

制度開始直後から仕入税額控除を受けるためには 2023 年 3 月 31 日までに適格請求書発行事業者の登録申請を行わなければならないが、自社の登録状況について尋ねたところ「2022 年 9 月時点までに申請済み」と回答した企業が 270 社中 146 社、構成比 54.1%と過半数を超えた。「2022 年 10 月から 2023 年 3 月までに申請予定」と回答した企業 (20.7%・56 社) とあわせて『2022 年度中に申請』する企業は 74.8% (202 社) となる見込みである。

一方で、「2023 年 4 月以降に申請予定」と回答した企業は 8.1% (22 社)、「申請しない」と回答した企業は 4.1% (11 社) だった。なお、「分からない」と回答した企業は 13.0% (35 社) だった。

■インボイス制度の登録状況



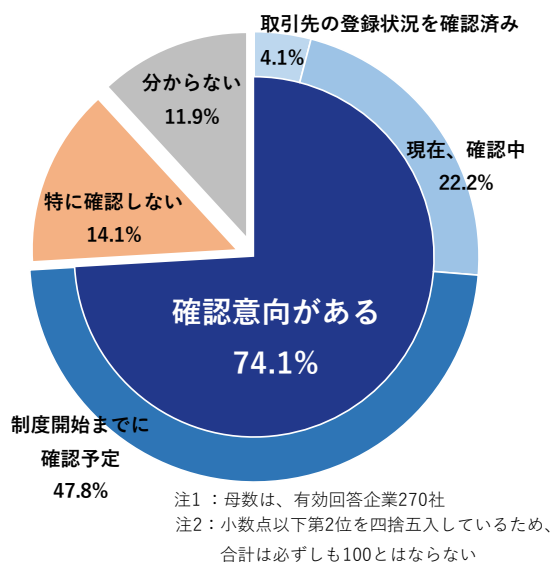
注：母数は、有効回答企業270社

3.取引先の状況を確認する意向がある企業は 74.1%、「確認済み」は 4.1%にとどまる

2023 年 10 月 1 日から始まるインボイス制度に対して、自社の取引先の登録状況について把握しているか尋ねたところ、「取引先の登録状況を確認済み」と回答した企業は 270 社中 11 社、構成比 4.1%にとどまった。「現在、確認中」と回答した企業は 22.2% (60 社) となり、実際に確認作業を行っている企業は 26.3% (71 社) となり 3 割に満たなかった。ただ、「(2023 年 10 月 1 日の) 制度開始までに確認予定」と回答した企業は 47.8% (129 社) で最も多く、『確認意向がある』企業は 74.1% (200 社) となった。

一方で、「特に確認しない」と回答した企業が 14.1% (38 社) あったほか、「分からない」と回答した企業は 11.9% (32 社) あった。

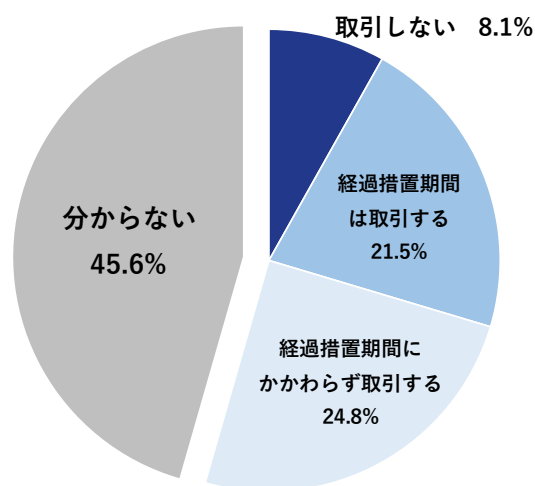
■取引先の登録状況の確認



4.免税事業者との取引、「分からない」が 45.6%、現時点で対応を決められず

課税事業者でないため適格請求書を発行できない（消費税の納税が免除されている課税売上高が 1000 万円に満たない事業者である）免税業者との制度開始後の仕入取引について尋ねたところ、「取引しない」と回答した企業は 270 社中 22 社、構成比 8.1%だった。「経過措置期間（2023 年 10 月から 2029 年 9 月まで、一定の条件のもとで仕入税額相当額のうちの一定割合を控除できる）は取引する」と回答した企業は 21.5% (58 社)、「経過措置期間にかかわらず取引する」と回答した企業 (24.8%・67 社) とあわせて『何らかの形で取引する』企業は 46.3% (125 社) と 5 割近くを占めた。一方、「分からない」と回答した企業が 45.6% (123 社) で最も多く、どのような影響がでるのか現時点では判断が難しく、対応を決められないのではないかと考えられる。

■免税事業者との取引



まとめ

2023年10月からスタートする「適格請求書等保存方式」（インボイス制度）について、「理解している」と回答した企業は76.7%を占め、2022年9月末時点で54.1%の企業が適格請求書発行事業者の登録を済ませ、今年度中に74.8%の企業が申請を完了する予定であることが分かった。適格請求書発行事業者として登録されると、必須項目を記載した請求書の発行とその写しの保存が義務化されることになるほか、仕入税額控除の適用を受けるために取引先から適格請求書を発行してもらわなければならない、事務負担が多くなることを懸念する声がある。また、適格請求書を発行しないフリーランスや零細企業との取引は、消費税の仕入税額控除が受けられない可能性があるため今後の対応に苦慮している声が多く聞かれた。新たに小規模事業者に対する特例・猶予措置が取られることになったとはいえ、制度開始まで1年を切り、スムーズな対応ができるように準備と取引関係の見直しが急がれる。

【企業からの声】

- ・ 必要性・重要性をあまり理解できていない (農林水産)
- ・ 税理士に対応してもらっている (運輸・倉庫)
- ・ 相手先との兼ね合いがあるので、開始当初は混乱が予想される (飲食料品卸)
- ・ 取引先に免税業者が数社ある。取引額が大きくないので取引条件の見直し等について、どのように対応すべきか悩んでいる (不動産)
- ・ 制度に登録していない業者には値引き交渉をするなどの措置を検討している (専門商品小売)
- ・ 制度を導入するのではなく、免税事業者をなくすなどして税制度を簡素化してほしい (出版・印刷)
- ・ サービスの提供方法によって異なる消費税率を統一し、無駄な制度は廃止してほしい (飲食)
- ・ 消費税率の違いによる益税を防ぐのであれば、該当業者のみが対象となる制度にしてほしい (サービス)

株式会社帝国データバンク 広島支店 情報部

【問い合わせ先】 藤井 松岡 竹内 TEL 082-247-5930（直通）

- ・当レポートの著作権は株式会社帝国データバンクに帰属します。
- ・当レポートはプレスリリース用資料として作成しております。著作権法の範囲内でご利用いただき、私的利用を超えた複製および転載を固く禁じます。